

わごころケアセンター（訪問看護）運営規程

（訪問看護・介護予防訪問看護）

（事業の目的）

第1条 この規定は、特定非営利活動法人わごころが開設する、わごころケアセンター（訪問看護）（以下「ケアセンター」という。）において実施する指定訪問看護の職員及び業務管理に関する重要事項を定め、ケアセンターの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業の適正な運営及び人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ケアセンターは、訪問看護を提供することにより、利用者が有する能力を主体的に発揮し、可能な限り居宅において継続して生活できるように、健康及び日常生活活動の維持・回復（あるいは穏やかな人生の最終段階）を目指して、在宅医療及び快適な在宅療養生活の支援に努めなければならない。

2 ケアセンターは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護が提供できるよう努めなければならない。

3 ケアセンターは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 ケアセンターは、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、質の維持、改善を図るものとする。

（事業の運営）

第3条 ケアセンターは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ケアセンターは、訪問看護を提供するにあたっては、ケアセンターの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という）又は看護補助者（看護師等との同行）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 わごころケアセンター（訪問看護）

(2) 所在地 千葉県我孫子市柴崎台2丁目10番3号 向山コーポ B201号室

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 ケアセンターに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名（常勤）

管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。また、看護師等の清潔の保持、健康状態の管理、設備及び備品等の衛生管理に努めるとともに、看護師等を感染から守るための使い捨て手袋等医療材料を備えること。管理上支障がない場合は、ケアセンターの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）

リハビリ情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：1名

看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当し、その情報は看護職員と共有し訪問看護計画書、訪問看護報告書の作成に反映する。

(4) 事務員：1名

訪問看護事業の請求業務、物品・書類等管理、経理等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ケアセンターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日～金曜日（緊急時、土曜日、日曜日）※ただし年末年始を除く

(2) 営業時間：午前9時～午後6時までとする

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡相談、必要に応じて訪問等適切な対応ができる体制を準備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書（以下「居宅サービス計画書」という）に基づき、訪問看護の利用間及び利用回数は定めるものとする。ただし、利用者の状態に応じて訪問看護の必要性をサービス担当者会議等で相談し対応する。ただし、介護保険の要介護者であっても医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がケアセンターに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。訪問看護報告書を作成して実施した内容を主治医と共有する。

(2) 利用者に主治医がない場合は、ケアセンターから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(3) 利用者が選定した介護支援専門員が立案した居宅サービス

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

病状観察、身体の清潔の管理・援助、食事（栄養）指導、排泄管理・援助、ターミナルケア、精神的支援

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、創傷処置、留置カテーテル管理、服薬管理、吸引、点滴注射、疼痛管理等医療処置

(3) リハビリテーション

(4) 家族等介護者支援

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ケアセンターは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払い(別表の額)を利用者から受け取るものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合、介護報酬告示上の額の1割、2割または3割を徴取するものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ケアセンターは、基本利用料のほか以下の場合、別表の額の支払いを受けるものとする。

(1) 訪問看護と連続して行われる死後の処置

(2) 字状に定める通所の事業の実施地域を越えた場合の交通費はその実額を徴取する。なお、自動車を使用する場合の交通費は、次の額を徴取する。 1kmあたり 30円

(3) 介護保険給付のサービスとならないサービスの提供については別途運営規定及び料金を設定して利用者から支払をうけるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、我孫子市、柏市とする

(相談・苦情対応)

第13条 ケアセンターは、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ケアセンターは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 ケアセンターは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ケアセンターは、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 ケアセンターは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 ケアセンターは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ケアセンターは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

4 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待の防止のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く

5 ハラスメント対策を強化する観点から、事業所が必要な措置を講じなければならない

(1) 指定訪問看護事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じなければならない

(2) 併せて、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる

(3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること

(4) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な、相談対応のための担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業者に周知すること

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人わごころ理事長と事業所の所長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和3年3月1日から施行する。

・令和3年5月1日 第4条(2) 所在地変更

・令和3年7月15日 第15条第4項に「虐待の防止のための措置に関する事項」、第5項「ハラスメント対策の強化」を追加し、変更前の第4項を第6項とする